

入札説明書

この入札説明書は、公益社団法人岩手県農業公社が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 件名及び数量	令和7年度社用車新規リース導入 その2 1台
(2) 調達件名の特質等	仕様書のとおり
(3) 調達方法	60ヶ月リース方式
(4) 納入期限	令和7年8月4日（月）
(5) 納入場所	公益社団法人岩手県農業公社 岩手県盛岡市神明町7番5号

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 盛岡市内に本社又は支社（支店・営業所等の拠点）を有する者。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去3年間に、国、地方公共団体または県内の公益法人等と自動車賃貸借契約を締結し、かつ、履行した実績がある者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和7年4月15日(火)17時までに13(2)の場所に各1部提出しなければならない。なお、郵送または電子メールによる提出も認めるが、期日必着とする。
ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式）
イ 2の(6)の業務実績を有することを証する資料
ウ 仕様書

- (ア) 当該仕様書の内容が網羅されていること。
 - (イ) 当該導入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
 - (ウ) 当該導入物品のカタログ等を添付すること。
- (2) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 本説明書等について質問がある場合は、仕様書等の提出期限までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。なお、質問の回答は当公社のホームページにて閲覧に供する。
- (4) 入札参加資格は、仕様書等をもとに公益社団法人岩手県農業公社において審査するものとし、審査結果は、令和7年4月17日（木）15時までにFAXまたは電子メールにより通知する。
なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和7年4月15日（火）17時までとする。

4 入札の方法等

- (1) 1(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の目時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月18日（金）10時15分
(2) 場所 公益社団法人岩手県農業公社 4階会議室

6 入札保証金及び契約保証金

免 除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、公社で示す様式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛名は、「公益社団法人岩手県農業公社 理事長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名
- (6) 数量
- (7) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、財務処理規程第 21 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満た

きないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札公告等に関する事務を担当する名称及び所在地

公益社団法人岩手県農業公社 総務部総務課 (担当) 高橋

〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号 パルソビル3階

電話番号：019-651-2181 FAX：019-624-5107

メール：nyusatu@i-agri.or.jp